

平成30年2月24日

新潟県後期高齢者医療広域連合議会  
2月定例会会議録

新潟県後期高齢者医療広域連合議会

新潟県後期高齢者医療広域連合議会 2月定例会

平成30年2月24日

---

◎ 議事日程 第1号

平成30年2月24日（土曜日）午後1時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 議案第1号 新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 第4 議案第2号 新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について
- 第5 議案第3号 新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第6 議案第4号 新潟県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の作成について
- 第7 議案第5号 平成29年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)について
- 第8 議案第6号 平成29年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
- 第9 議案第7号 平成30年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について
- 第10 議案第8号 平成30年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について

---

◎本日の会議に付した事件

ページ

- 日程第1 会議録署名議員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 日程第2 会期の決定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 日程第3 議案第1号 新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 日程第4 議案第2号 新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 日程第5 議案第3号 新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

日程第6	議案第4号	新潟県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の作成について・・・・・・・・・・	5
日程第7	議案第5号	平成29年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)について・・・・・・・・・・	5
日程第8	議案第6号	平成29年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について・・・・・・・・・・	5
日程第9	議案第7号	平成30年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について・・・・・・・・・・	5
日程第10	議案第8号	平成30年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について・・・・・・・・・・	5
(追加日程)	議案第9号	監査委員の選任について・・・・・・・・・・	26

◎出席議員 (26人)

志田 常佳	草間 敏幸	笹川 信子
五位野 和夫	石山 洋子	阿部 正行
庭野 政義	木原 大輔	尾形 修平
大岩 勉	堀川 義徳	佐藤 涉
駒形 信雄	石川 恒夫	佐藤 肇
中沢 一博	渡辺 栄六	青木 順
武石 雅之	松原 良彦	清野 眞也
加藤 修三	高橋 政喜	石垣 喜一郎
伝 信男	松浦 春次	

◎欠席議員 (4人)

丸山 広司	浅野 一明	田原 実
石田 タマエ		

◎説明のため出席した者

広域連合長	篠田 昭
副広域連合長	渡邊 廣吉
事務局長	野本 信雄
業務課長	酒井 億
総務係長	滝澤 竜大
企画係長	荒木 千里

資格保険料係長 滝 沢 明  
医療給付係長 小 松 浩 之

---

◎職務のため出席した者

議会事務局長 八 木 明  
議会事務局長 堀 川 丈 彦  
議会事務局長 須 田 幸 恵

---

午後1時30分 開議

**○議長（志田常佳）** 開議に先立ち、諸般の報告をいたします。

内容につきましては、お手元に配付のとおり、監査結果の報告です。

監査委員より、昨年8月から本年2月までに行われた定期監査の結果及び例月現金出納検査の結果についての提出があり、議長においてこれを受理しておりました。

監査及び検査の結果、計数等はいずれも正確で、出納事務についても適正であると認められたというものです。

ここにご報告申し上げます。

---

**○議長（志田常佳）** これより、平成30年新潟県後期高齢者医療広域連合議会2月定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただ今の出席議員は26名であり、地方自治法第292条において準用する同法第113条の規定により、定足数に達しております。

---

△日程第1 会議録署名議員の指名について

**○議長（志田常佳）** それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により、議長において、石山洋子議員及び武石雅之議員を指名いたします。

---

△日程第2 会期の決定について

**○議長（志田常佳）** 次に、日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決しました。

---

- △日程第3 議案第1号 新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- △日程第4 議案第2号 新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について
- △日程第5 議案第3号 新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- △日程第6 議案第4号 新潟県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の作成について
- △日程第7 議案第5号 平成29年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)について
- △日程第8 議案第6号 平成29年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
- △日程第9 議案第7号 平成30年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について
- △日程第10 議案第8号 平成30年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について

**○議長（志田常佳）** 次に、日程第3、議案第1号「新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」から日程第10、議案第8号「平成30年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について」までを一括議題といたします。

広域連合長の説明を求めます。

**◎広域連合長（篠田昭）** 議長。

**○議長（志田常佳）** 篠田広域連合長。

〔篠田広域連合長、登壇、説明〕

◎**広域連合長（篠田昭）** 広域連合長の篠田です。

議案第1号から第8号について、説明させていただきます。

初めに、議案第1号、「新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」です。

平成30年度及び平成31年度保険料率の改定とともに国の制度改正に伴う改正を行うものです。

保険料率につきましては、平成20年の制度開始以来据え置き、全国で一番低い料率を維持してまいりましたが、高齢者人口や医療費の増加などにより、このたび初の引き上げをお願いするものであり、均等割額を36,900円に、所得割率を7.40%にそれぞれ改めるものです。

新たな保険料率においても全国的には極めて低い水準であります。

また、国の制度改正に伴い、保険料賦課限度額を62万円とするほか、低所得者に係る保険料の均等割額を減額する基準を緩和し、対象者の拡充を行うとともに、県外に転出した国民健康保険の住所地特例者が後期高齢者医療の被保険者となる場合に、前住所地の市町村が加入する広域連合の被保険者とするものです。

次に、議案第2号、第3号についてですが、国の法律改正に伴い、関係条例の改正を行うものです。

次に、議案第4号、「新潟県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の作成について」であります。

広域連合には、地方自治法により、広域計画の作成が義務付けられておりますが、当広域連合におきましても、これまで、現広域計画に基づき、県内の全市町村と相互に役割を担い、連携しながら、制度の安定的かつ円滑な運営に努めてきたところであります。

現計画の計画期間が、平成29年度末で満了となることから、新たな計画（第3次広域計画）を作成するものです。

次に、議案第5号、「平成29年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算について」です。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ2万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ11億5,002万7千円とするものです。

次に、議案第6号、「平成29年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算について」です。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ3億2,579万5千円を追加し、歳入歳出予算

の総額を、それぞれ 2,683 億 7,593 万 2 千円とするものです。

次に、議案第 7 号、「平成 30 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について」です。

広域連合の運営に係る事務経費を計上するものですが、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 12 億 904 万 2 千円と定めるものです。

次に、議案第 8 号、「平成 30 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について」です。

後期高齢者医療制度の給付事務に係る経費を計上するものですが、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 2,621 億 4,523 万 6 千円とし、一時借入金については、借入れの限度額を 200 億円と定めるものです。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

**○議長（志田常佳）** なお、この際、事務局長から本件についての補足説明の発言を求められておりますので、これを許可します。

**◎事務局長（野本信雄）** 議長。

**○議長（志田常佳）** 野本事務局長。

[野本事務局長、自席、説明]

**◎事務局長（野本信雄）** それでは、補足説明をさせていただきます。

失礼して、こちらの席から、着席にて説明させていただきます。

あらかじめ、議案書と併せて送付いたしております資料の、「平成 30 年 2 月定例会提出議案の概要」という冊子により、ご説明いたします。お手元にご用意をお願いいたします。

おもてから 2 枚目の薄紫色の仕切紙の次のページ、「議案第 1 号関係資料」をご覧ください。

議案第 1 号「新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」をご説明いたします。

一部改正の理由ですが、「平成 30 年度・31 年度の保険料率の改定」、「保険料賦課限度額の引き上げ」、「低所得者に対する保険料軽減対象の拡充」を行うため、

所定の改正を行うものです。

また、県外に転出した国民健康保険の「住所地特例者」について、転出前住所地が加入する広域連合の被保険者とするため、所定の改正を行うものです。

条例改正の概要ですが、1つ目は保険料率の改定であります。

平成30年度・31年度の保険料率の改定にあたっては、現行の平成28年度・29年度の保険料率から引き上げをさせていただきたいとするものであります。

詳細は後ほどご説明いたします。

2つ目は保険料賦課限度額に関する改正であります。

これは「高齢者の医療の確保に関する法律施行令」の改正に伴うもので、現在、条例で「57万円」に設定している保険料賦課限度額を、「62万円」に引き上げるものであります。

3つ目は軽減措置に関する改正であります。

これも「高齢者の医療の確保に関する法律施行令」の改正に伴うもので、現在、条例で設定されている低所得者に係る保険料の「均等割額軽減基準」を緩和し、対象者を拡充するものであります。

4つ目は住所地特例制度に関する改正であります。

これは「高齢者の医療の確保に関する法律」の改正に伴うもので、県外に住所を有する国民健康保険における住所地特例者が、後期高齢者医療制度の被保険者となった場合に、前住所地の市町村が加入する広域連合の被保険者となるものであります。

次に1枚おめくりいただき、3ページの「別紙（議案第1号参考資料）」の「(1) 保険料率の改定」をご覧ください。

はじめに「概要」ですが、後期高齢者医療制度では、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、財政の均衡を保つため、概ね2年に1度、保険料率の見直しを行うこととされております。

今年度は平成30年度・31年度の保険料率の改定時期にあたりますが、高齢者人口の増加や医療費の増加などにより、保険料の引き上げが必要と考えております。

次に、「医療費と財源」についてです。下の図をご覧ください。

後期高齢者医療制度では、費用の約99%が医療給付費となります。その財源につきましても、約50%を公費、約40%を若年者の支援金、残りの約10%を被保険者の保険料で賄うこととされております。

1枚めくっていただき、4ページをご覧ください。

「保険料率の算定方法」についてです。

保険料率は、これまでの実績から算出した医療給付費や被保険者数の見込み数値のほか、国から示された高齢者負担率等の数値を使用して算定を行います。

次に「算定条件」です。

まず「保険料の高齢者負担率」ですが、これは高齢者医療に係る費用のうち、被保険者が保険料として負担する割合のことで、政令により国から示されます。

制度当初は、原則 10%としておりましたが、少子高齢化が進み、若い世代の人口が減少しておりますので、高齢者負担率も増加しております。

今回の保険料率算定にあたり、国が示した高齢者負担率は「11.18%」で、前回の改定時である平成 28 年度・29 年度の「10.99%」から「0.19」ポイント上昇いたしました。これが保険料率引き上げの一つの要因となります。

次の「被保険者数の伸び率見込み」ですが、県内市町村の住民基本台帳情報及び被保険者の死亡率などから推計しており、平成 30 年度・31 年度の 2 か年間の平均を「1.42%増」としております。

次の「1 人当たり医療給付費の伸び率見込み」ですが、平成 25 年度から 28 年度までの過去 4 年間の平均伸び率をもとに推計した結果、平成 30 年度・31 年度の 2 か年間の平均を「0.32%増」といたしました。これも保険料率引き上げの要因となります。

次の「診療報酬改定の影響」ですが、平成 30 年度の診療報酬改定の影響として「マイナス 1.19%」という数字が国から示されましたので、算定条件に使用しております。

次に「保険料抑制のための財源」です。

平成 28 年度・29 年度において生じる 32 億円の剰余金を全額活用するとともに、県の財政安定化基金から 13 億円を活用することで、保険料率の急激な上昇を抑えることが可能と考えております。

続いて 5 ページの「算定結果」をご覧ください。

はじめに、「(1) 収支の見込み」をご覧ください。

平成 28 年度・29 年度の料率算定時の 2 年間の財政規模は、5,158 億円でしたが、先ほどの算定条件で試算しますと、平成 30 年度・31 年度の 2 年間の財政規模は 5,277 億円となり、119 億円の増加となります。

この支出に対する財源を現行の保険料率で試算すると、約 63 億円の財源不足が生じますが、急激な保険料率の引き上げを防ぐため、剰余金の 32 億円と基金の 13 億円を充当しても、不足額 18 億円を含む 477 億円の保険料収入が必要となります。

具体的には「(2) 新保険料率 (案)」でお示ししていますが、この 477 億円を

保険料収入として確保するために、均等割額を現行の「35,300円」から1,600円増額となる、「36,900円」に、所得割率を現行の「7.15%」から0.25%増の「7.40%」とするものであります。

これにより平均保険料は、軽減制度を適用した後は、年間4,422円の増額、月額に直しますと369円の増額となります。

次に、1枚めくっていただき、6ページの「保険料モデルケース」をご覧ください。

これは年金収入単身世帯の被保険者の保険料について、現行料率と新保険料率（案）それぞれの比較を行ったものであります。

均等割の9割軽減や8.5割軽減が適用となるような被保険者については、その影響額を極力押さえ、低所得者層に配慮した内容としております。

次の「保険料率の他広域連合との比較」では、平成26年度・27年度と、現行の平成28年度・29年度の保険料率の全国順位についてお示ししています。新潟県は均等割額・所得割率ともに47位で一番低い位置にありました。

次に7ページをご覧ください

はじめに、「(2) 保険料賦課限度額の引き上げ」についてご説明いたします。

これは条例改正の2つ目の内容となりますが、「高齢者の医療の確保に関する法律施行令」の改正により、平成30年4月1日から、保険料賦課限度額を57万円から62万円に引き上げるものであります。対象者数としては、約2,000人と見込んでおります。

次の「(3) 保険料軽減対象者の拡充」についてです。

これは条例改正の3つ目の内容となりますが、これも「高齢者の医療の確保に関する法律施行令」の改正によるもので、平成30年4月1日から、均等割の5割軽減、2割軽減に係る所得の判定基準を緩和し、対象者の拡充を行うものであります。

拡充の対象者数としては、5割軽減が約900人、2割軽減が約400人と見込んでおります。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

次に、桃色の仕切り紙の次のページ、「議案第2号関係資料」をご覧ください。

議案第2号「新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について」をご説明いたします。

一部改正の理由ですが、「個人情報の保護に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」

の施行を踏まえ、当広域連合の関係条例を、改正概要に記載の内容で、改正するものであります。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

次に、緑色の仕切り紙の次のページ、「議案第3号関係資料」をご覧ください。

議案第3号「新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」をご説明いたします。

一部改正の理由ですが、こちらは「地方公務員の育児休業等に関する法律」の一部改正に伴い、当広域連合の関係条例を改正概要に記載の内容で、改正するものであります。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

次に、青色の仕切り紙の次のページ、「議案第4号関係資料」をご覧ください。

議案第4号「新潟県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の作成について」でございます。

事前にお届けした説明資料に、引用条文の誤りがありましたので、正誤表を机上に配付させていただきました。よろしく願いいたします。

それでは、ご説明いたします。

「広域計画見直しの趣旨」についてですが、広域計画は、地方自治法第291条の7第1項の規定により、作成が義務付けられており、第3項により、広域計画を変更する場合は議会の議決を得なければならないとされています。広域連合では、平成25年に第2次広域計画を作成し、県内市町村と連携協力し、円滑な制度運営に努めてまいりましたが、第2次広域計画期間が本年度末で満了となるため、引き続き当計画の基本方針を踏襲し第3次計画を作成することとしました。

次に、「2の第3次広域計画の構成」についてですが、第2次広域計画の構成と同様とし、当広域連合規約第5条に規定しています「広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること」と「広域計画の期間及び改定に関すること」の2項目を基本とし、「計画の趣旨」、「項目」、「基本方針」及び「資料編」を加えて構成しています。

次に、「3の広域連合及び関係市町村が行う事務」につきましては、制度施行後における実績を踏まえまして、第2次広域計画と同様としましたが、これからますます必要となる保健事業における市町村との連携・協力を加筆するとともに、個人番号や住基情報の情報連携などについても記載いたしました。

次に、「4の第3次広域計画の期間及び改定」についてですが、計画期間は、第1次広域計画で定めたとおり5年間、平成30年度から平成34年度までとし、期

間内において、変更の必要があると認められるときは、議会の議決を得て改定を行うものとしたしました。

なお、広域計画の作成に当たっては、関係市町村との協議を行うとともに、パブリックコメントも実施いたしました。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

次に、黄色の仕切り紙の次のページ、「議案第5号関係資料」をご覧ください。

議案第5号「平成29年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）について」ご説明いたします。

金額につきましては、特に申し上げるもの以外は、記載のとおりでありますので、読み上げを省略させていただきます。

補正予算額は、2万8千円の追加で、前年度事業費の確定により、特別調整交付金及び前年度繰越金の額が確定したことから、共通経費負担金等の精算に係る経費を補正するものであります。

中ほどの「歳入予算」ですが、「分担金及び負担金」は、市町村における共通経費負担金ですが、今年度の決算見込みに基づき、4,825万9千円を減額いたします。

「繰越金」は、平成28年度決算額の確定に伴い精算を行うものであります。

なお、補正後の市町村別の内訳は、31ページの資料に記載しておりますので、後ほどご覧ください。

次に、「歳出予算」ですが、「総務費」の説明欄に記載の償還金は、前年度の長寿・健康増進事業の特別調整交付金精算分として、2万8千円を増額するものです。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

次に、オレンジ色の仕切紙の次のページの、「議案第6号関係資料」をご覧ください。

議案第6号「平成29年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」をご説明いたします。

補正予算額は、3億2,579万5千円の追加であり、国庫補助金の精算及び前年度繰越金の確定に伴う医療財政調整基金積立金の追加と、保険料還付金の追加等について補正するものであります。

「歳入予算」ですが、「繰越金」につきましては、前年度決算確定額に基づく繰越金の計上であります。

「歳出予算」についてですが、「総務費」の「業務一般管理事務費」は保険料軽減判定におけるシステム誤りによる保険料特別補てん金として、また、「医療財政調整基金経費」は、前年度繰越金から前年度交付金の精算に必要な経費などを控

除した残額を、医療財政調整基金に積み立て、翌年度以降の保険給付費に充当するものであります。

「諸支出金」の「保険料還付金」は、保険料軽減判定におけるシステム誤りに伴う還付金を計上したものです。

「償還金」は健康診査事業などに係る平成 28 年度の国庫補助金の精算金を計上したものです。

以上で、議案第 6 号の説明を終わります。

次に、紫色の仕切紙の次のページの、「議案第 7 号関係資料」をご覧ください。A 3 横の用紙が織り込みになっております。

議案第 7 号「平成 30 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について」主なものをご説明いたします。

一般会計の予算総額は 12 億 904 万 2 千円であり、前年度に比べ 5,905 万 5 千円、5.1%の増となっております。

「増減の主なもの」については、右側上段に記載のとおりです。

左側の「歳入予算」から、主なものについてご説明いたします。

「分担金及び負担金」11 億 8,207 万 3 千円は、共通経費負担金として、各市町村からご負担していただくものであります。

なお、市町村別の内訳は、37 ページの資料に記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

「国庫支出金」2,667 万 1 千円は、後発医薬品普及啓発のための広報経費に対する補助金や、医療費適正化関連の補助金を計上いたしました。

次に、右側「歳出予算」について、主なものをご説明いたします。

「総務費」については、説明欄に記載してございますように、事務局運営費や、特別会計の事務経費に対する繰出金としての「一般管理事務費」を計上、また、総務課等職員に係る人件費負担金などの経費としての「職員派遣関係経費」を計上しております。

後発医薬品(ジェネリック医薬品)使用促進等の経費としての「後期高齢者医療制度事業費補助事業分」や、医療費通知郵送料や臓器提供意思表示カードの広報物作成経費などとしての「特別調整交付金事業費補助事業分」の経費を計上しております。

金額については、それぞれ記載のとおりとなっておりますので、読み上げは省略させていただきます。

以上で、議案第 7 号の説明を終わります。

次に、水色の仕切紙の次のページの、「議案第8号関係資料」をご覧ください。

議案第8号「平成30年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について」主なものをご説明いたします。

特別会計の予算総額は、2,621億4,523万6千円であり、前年度に比べ11億3,235万7千円、0.4%の減となっております。

「増減の主なもの」については、右側の上段に記載しておりますが、そのうち療養給付費の11億7,723万9千円の減につきましては、平成30年度の被保者数や1人当たり医療給付費により見込んだものであります。被保険者数は増加の見込みであるのに対し、1人当たり医療給付費は減少を見込んだ結果、全体の給付費が減少しております。

先ほどの料率改定の説明において、「1人当たり医療給付費」の伸びが2年間の平均で0.32%増加するとご説明いたしましたが、平成30年度は若干の減(△0.40%)、平成31年度は増加(1.04%)であり、料率算定での2年間トータルでは、全体として増加すると想定して算定しております。

左側、「歳入予算」から、主なものについてご説明いたします。

「市町村支出金」のうち「保険料等負担金」については、市町村で徴収いただく保険料と、低所得者に対する保険料軽減分の市町村負担分であります。

「療養給付費負担金」については、公費負担対象者の療養諸費等からなる負担対象額の12分の1を各市町村からご負担いただくものであります。

なお、市町村別の内訳は、41ページに記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

「国庫支出金」、「県支出金」、「支払基金交付金」につきましては、療養給付費などの経費を基に、法令で定められた、それぞれの負担割合による負担額となっております。

「繰入金」についてですが、「事務費繰入金」は、医療給付に係る事務経費の財源を一般会計から繰入れるものです。

その下の「医療財政調整基金繰入金」は、保険料の上昇を抑えるための財源として医療財政調整基金(剰余金)から繰入れるもので、金額についてはそれぞれ記載のとおりであります。

次に、「歳出予算」であります。主なものについてご説明いたします。

「総務費」では、「総務管理費」として業務課職員の人件費負担金、レセプトの点検料や電算システムの経費などを計上するほか、後発医薬品差額通知事業や重複頻回訪問相談事業を実施するための「医療費適正化推進事業費」を計上してい

ます。

次の「保険給付費」は、「療養諸費」として給付する、「療養給付費」「食事・生活療養費」などであり、「高額療養諸費」や、葬祭費を給付する「その他医療給付費」なども計上しております。

「保健事業費」では、「健康診査事業費」として、市町村からご協力をいただきながら実施しております健康診査業務及び歯科健診業務の市町村への委託料として、また、「その他健康保持増進事業」として、低栄養・重症化予防業務委託料や国の特別調整交付金を財源として実施する「長寿・健康増進事業」の経費を計上しております。

金額については、それぞれ記載のとおりであります。

以上で、議案の補足説明を終わらせていただきます。

**○議長（志田常佳）** それでは、これより、議案第1号「新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」の質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

質疑をする際は、通告した内容の範囲内での質疑とし、通告した内容から外れることのないよう、お願いいたします。

また質問回数は3回までとなりますが、初回は登壇席から、2回目以降につきましては議席から発言をお願いいたします。

五位野和夫議員。

**◆五位野和夫** はい。議長。

**○議長（志田常佳）** はい。五位野和夫議員。

[五位野議員、登壇、質疑]

**◆五位野和夫** 柏崎市の五位野です。

議案第1号について質疑をさせていただきますが、今回の議案は保険料率の改正を含む条例改正となりますけれども、この保険料率改正による負担増となる方々、軽減対象の拡充などありますけれども、この被保険者の負担増となる方々の見込み数はどれくらいと県広域連合の方では把握しているのか、確認いたします。

◎**広域連合長（篠田昭）** 議長。

○**議長（志田常佳）** 篠田広域連合長。

〔篠田広域連合長、登壇、答弁〕

◎**広域連合長（篠田昭）** 五位野和夫議員のご質問にお答えいたします。

このたびの保険料率改定においては、均等割額、所得割率ともに引き上げとなることから、原則的には被保険者の方全員の負担が増えることとなります。

ただし、条例改正で均等割額を減額する基準を変更し、5割軽減と2割軽減の対象者の拡充もあわせて行いますが、均等割額の負担が新たに5割軽減の対象となる方は、一人当たり年間9,800円、2割軽減の対象となる方は、一人当たり年間5,800円、負担が減ることとなります。

なお、新たに5割軽減の対象となる方は約900人、2割軽減の対象となる方は約400人と見込んでおります。

◆**五位野和夫** 議長。

○**議長（志田常佳）** はい。五位野和夫議員。

◆**五位野和夫** 確認ですけれども、軽減対象や賦課限度額の拡充ということで、改正されておりますけれども、新たな負担増となる方、この今回の条例改正によって軽減対象の拡充、賦課限度額の引き上げの対象とならない方は単純にいつて新たな負担が増えると、こういった認識でよろしいでしょうか。

◎**広域連合長（篠田昭）** 議長。

○**議長（志田常佳）** 篠田広域連合長。

〔篠田広域連合長、登壇、答弁〕

◎**広域連合長（篠田昭）** 五位野議員の再質問にお答えいたします。

その通りでございます。

○議長（志田常佳） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

◆五位野和夫 議長。

○議長（志田常佳） 五位野和夫議員。

〔五位野議員、登壇、討論〕

◆五位野和夫 議案第1号「新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」反対の討論を行います。

後期高齢者医療の保険料は高齢者の増加と若年者が減少することを踏まえ、双方の世代の負担の均衡を図るためとして、2年ごとの見直しがされ、国から示される負担割合は年々増加にあります。

このことは事務局の説明にあったとおりであります。

これは公費負担率を50%、そして後期高齢者交付金で、そして残りを後期高齢者からの保険料とあわせ、県広域連合の余剰金、また、基金で構成されているからであり、若年層が減少すれば後期高齢者の負担が増えるのは当然であり、保険料の値上げ以外に財源はまかなえません。

その中で先ほど言いました余剰金や県財政安定化基金の活用で県広域連合では平成20年の制度開始以来、保険料を据え置いてきており、努力されてまいりました。

しかし、今回、初の保険料率の引き上げを行い、被保険者は負担増となるわけであります。

これまで国の制度により保険料負担軽減措置も縮小され、今後も続きます。

保険料賦課限度額の引き上げや、保険料軽減対象者の拡充も行われるわけでありますけれども、これまで負担を増やしてきた中で、これ以上の高齢者負担を求めることになる保険料率の改定が含まれる第1号議案に反対するものであります。以上です。

○議長（志田常佳） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第1号「新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（志田常佳） 次に、議案第2号「新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について」の質疑に入ります。

通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第2号「新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

**○議長（志田常佳）** 次に、議案第3号「新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」の質疑に入ります。

通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第3号「新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

**○議長（志田常佳）** 次に、議案第4号「新潟県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の作成について」の質疑に入ります。

通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第4号「新潟県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の作成について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

**○議長（志田常佳）** 次に、議案第5号「平成29年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)について」の質疑に入ります。

通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第5号「平成29年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

**○議長（志田常佳）** 次に、議案第6号「平成29年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について」の質疑に入ります。

通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第6号「平成29年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

**○議長（志田常佳）** 次に、議案第7号「平成30年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について」の質疑に入ります。

通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

**◆五位野和夫** 議長。

**○議長（志田常佳）** 五位野和夫議員。

〔五位野議員、登壇、討論〕

◆五位野和夫 議案第7号「平成30年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について」反対の討論を行います。

議案第8号を含め、この新潟県後期高齢者医療について反対の立場でありますので、その旨ご了解ください。

現場では全県に渡る高齢者医療に携わり、運営に当たっておられ、そのことについては敬意を表するものであります。

平成30年度の予算に反対する一番の理由は、先ほど議案第1号でも申し上げました、保険料の改定により平成30年度及び31年度の保険料が引き上がることになっていることであります。

均等割では1,600円、所得割率では0.25%の引き上げであり、保険料賦課限度額の引き上げや、保険料軽減対象者の拡充もあわせて行われますが、その反面、保険料の軽減措置は年々縮小されております。

国から示される高齢者の負担割合も、この制度もスタートは10%からであったものが上がり続け、今回は11.18%となっています。

後期高齢者医療制度は高齢者を別枠の保険に分離し、しかも負担が多いということから保険料の大幅な軽減措置を導入して開始されました。

この軽減措置がなければスタートできないこと自体が無理な制度を続けていかなければならないということでありました。

県広域連合としては、国の制度のもとでの運営であり、国の制度が変わらない限り被保険者の負担のあり方は変えようがないわけではありますが、こういった仕組みの保険に対して反対の立場であります。

30年度は据え置いてきた保険料が引き上げとなりますが、介護保険料も同時に改正され、介護保険料の負担増となる自治体もあります。

このままでは負担は増え、しかも軽減措置を減らすことが続けば年金が減額され続ける高齢者は暮らしの展望が見えなくなります。

また、このことにより、現役世代や若年層もいずれは医療保険の負担が自分の暮らしを壊すのかと将来不安が増すばかりで日本の展望は見えなくなります。

以上、高齢者に対する医療制度は当然必要ではありますが、この制度は高齢者を苦しめる制度であり、導入時の問題と運営においても持続性が問題視されるこの制度を指摘し、予算に反対するものであります。

同様に、先ほど申し上げました議案第8号「平成30年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について」におきましても同様の趣旨で反対することを申し上げ討論とさせていただきます。

○議長（志田常佳） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。  
これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第7号「平成30年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（志田常佳） 次に、議案第8号「平成30年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について」の質疑に入ります。

通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。  
これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第8号「平成30年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者

医療特別会計予算について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

△日程追加 議案第9号 監査委員の選任について

**○議長（志田常佳）** ただ今、広域連合長から議案第9号「監査委員の選任について」が提出されました。

ここで、本議案を配付いたします。

[議案の配付、傍聴人にも配付]

お諮りいたします。ここで、日程を追加し、本議案を議題といたしたいと思いをします。

これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

なお、本件は議員の除斥に該当いたしますので、地方自治法第292条において準用する同法第117条の規定により、堀川義徳議員の退場を求めます。

[堀川議員 退場]

広域連合長の説明を求めます。

**◎広域連合長（篠田昭）** 議長。

○議長（志田常佳） 篠田広域連合長。

〔篠田広域連合長、登壇、説明〕

◎広域連合長（篠田昭） 議案第9号「監査委員の選任について」、説明させていただきます。

監査委員の選任につきましては、現在、三条市議会より選出の笹川信子議員にその職を務めていただいておりますが、本年4月30日をもって当広域連合議員の任期が満了することに伴い、同職についても退任することとなっております。

そこで、後任の監査委員につきましては、当広域連合規約第16条第1項及び第2項の規定により、その選任についてあらかじめ議会の同意をいただきたいということで提出するものです。

後任の監査委員につきましては、妙高市広島2丁目10番15号、堀川義徳議員を選任したいというものです。

よろしくご同意をお願いいたします。

○議長（志田常佳） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第9号「監査委員の選任について」を採決いたします。  
本件については、これに同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。

よって、本件についてはこれに同意することに決しました。

〔堀川議員 入場・着席〕

**○議長（志田常佳）** これにて本日の日程は、全て終了しました。

以上で、平成30年新潟県後期高齢者医療広域連合議会2月定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午後2時24分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

新潟県後期高齢者医療広域連合議会議長

志田常佳

新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員

石山洋子

新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員

武石雅之